

質 疑 回 答 書

1 公告番号 契約公告第98号

2 件 名 令和4年1月導入モノクローザ機器賃貸借及び保守業務

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>①契約書(案)P4(機器の修繕等)第11条について</p> <p>機器に故障又は破損その他修繕が必要となった場合、速やかに取替え、補修その他の措置を講じてなっていますが、動産保険の保険適用額は、残リース料を限度とするため、修理額が残リース料を超過した場合、貴市での費用負担が発生もしくは、納入ディーラーとの保守契約範囲での適用を要することになりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>修理額が保険適用額を超過した場合、保険適用額超過分の修理額を支払うことができません。リスクを考慮したうえで、入札金額を決定してください。</p>
<p>②契約書(案)P9(一般的損害)第38条(第三者に及ぼした損害)第39条について</p> <p>どのような損害を想定されているのでしょうか。</p>	<p>この契約の履行に伴った損害と想定しています。</p>
<p>③契約書(案)P7(機器の引取り等)第30条について</p> <p>物件の取外しは含まず、引取りのみリース会社の負担でよろしいでしょうか、また、物件については1ヶ所に集約してもらうことは可能でしょうか。</p>	<p>物件の取外しは不要です。撤去機器については1か所に取り纏めせず、所属ごとでの引取りを想定しています。</p>

④ 契約保証金免除について

過去2年間において、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約していることとなっておりますが、弊社の他支店にて契約した案件でも認めていただけるでしょうか。

⑤ 新型コロナウイルスの影響で納品が遅れた場合は別途協議とさせていただきますか。

他支店の実績も含めて構いません。

契約条項の第12条（履行遅滞の場合における違約金等）及び第37条（履行期限の延長）のとおり。